

# 妊産婦の糖尿病治療等に係る保険適用の明確化

(令和5年8月30日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

## 規制改革の内容

### 措置前

- ・妊娠糖尿病患者に対して産後12週以内の血糖管理を行った場合に算定可能な「在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2」が算定されていないケースがある
- ・産後12週以降に実施する検査について、「糖尿病の疑いあり」とレセプトに記載しても、算定されなかったり、症状詳記を求められることがある

### 措置内容(取扱いの周知・明確化)

以下の内容を全国の地方厚生局等に対し周知

- ①在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1を算定した者に対し、引き続き分娩後における血糖管理のために、当該分娩後12週以内に適切な指導管理を行った場合、1回に限り、在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2が算定可
- ②血糖測定等により医学的に糖尿病が疑われる場合、妊娠糖尿病と診断された患者に対して、産後12週以降に実施する糖負荷試験等については、診療報酬算定可

### 効果

産後女性の糖尿病治療の早期診断・治療が促進される

## 規制改革の概要

### ○診療報酬の算定可否が明確ではなかったケース

#### 指導管理

妊娠中→算定可  
産後 →周知不十分との声がある



妊娠糖尿病の既往歴を有する患者



#### 検査※

※HbA1c,  
75gOGTT (糖負荷試験)

産後12週以内→算定可  
産後12週以降→周知不十分との声がある

### 明確化

	妊娠中	産後3か月以内 (12週以内)	産後3か月以降 (12週以降)
✓適切な指導管理	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1算定可	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2算定可	
✓血液形態・機能検査 ✓糖負荷試験	従前の通り		血糖測定等により医学的に糖尿病が疑われる場合、算定可